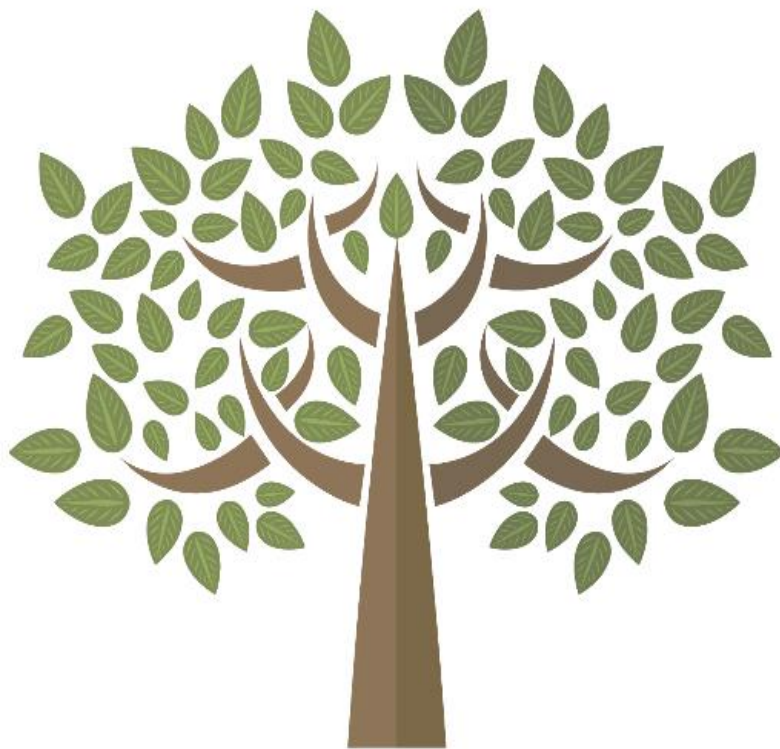


〈2023 年度〉

保健のしおり

ハンドブック



社会福祉法人 耕心会
吹田くすのきこども園
小規模園第1・第2ニューリーブス

目次

- 1、登園について
- 2、伝染性の病気について
- 3、薬について
- 4、病気の対応について
- 5、事故について
- 6、乳幼児突然死症候群（SIDS）
 予防対策について
- 7、日本スポーツ振興センターについて
- 8、予防接種について
- 9、保健行事と「健康の記録」について
- 10、病児・病後児保育について
- 11、園での生活において
- 12、食事提供とアレルギーについて

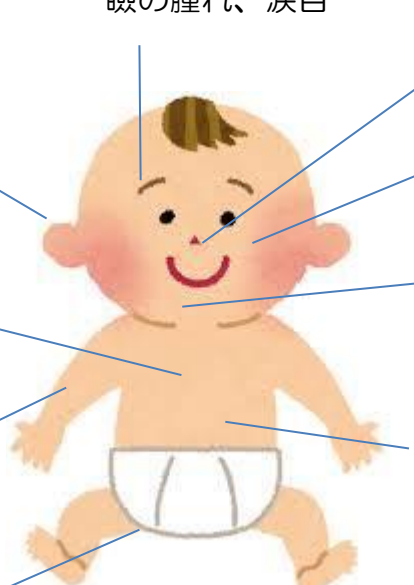


1、登園について

- ① 毎朝、健康状態を確かめて登園してください。
- ② 身体に異常がある時は休ませて様子を見てください。
- ③ 37.5 度以上の発熱がある場合には、原則解熱後 24 時間は登園を控えるようにしてください。
- ④ 病気で欠席する場合は状態をお知らせください。
(発熱はいつ頃から何℃あるのか、嘔吐下痢はいつからどの程度あるのか、咳で嘔吐がないか、発疹はいつからどのあたりにあるのか等)
- ⑤ 登園後に熱が上がったり、伝染性の病気の疑いがあるなど、いつもと状態が異なる場合は、ご連絡させていただきますので、速やかなお迎えをお願いいたします。

連絡先がいつもと異なる場合は、登園時にお知らせください。

毎日のこどもの健康観察



【顔・表情】 顔色
ぼんやり、元気さ

【目】 眼充血、目やに
瞼の腫れ、涙目

【鼻】 鼻水、鼻づまり

【唇】 唇の色
唇、口の中の痛み、舌が赤い
荒れている

【のど】 痛がる、赤い
声がれ、咳

【便・おなか】
量、色、硬さ、回数、臭い
下痢、便秘、張り具合、
股の付け根の腫れ

【胸】 咳、喘鳴、努力呼吸
咳で吐く

【皮膚】 かさつき、発疹、湿疹
水泡、化膿、出血
傷、ぶつけたあざ、虫刺され

【耳】 耳だれ・痛み
耳をさわる、耳切れ

【尿】 回数、量、回数、臭い

2、伝染性の病気について

乳幼児期は、感染症に対する免疫を獲得しておらず、体力も微弱です。また、集団で長時間生活していると、お互いが接触する機会が増え、様々な感染症に感染するリスクも高くなります。

- ① 感染症の疑いがある場合は、早めの受診をお願いいたします。
- ② 次にあげる病気にかかった場合は、いつから登園できるかを必ず医師に確認し、登園許可を得てから登園してください。
- ③ 病気の後は、集団生活に適応できる状態に回復してから登園してください。

登園許可証が必要な病気については5ページ

【出席停止日数の数え方】

例	発症日	発症後 5 日間（出席停止期間）					発症後 5 日を経過		
	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
発症後 1 日目に 解熱した 場合		解熱 	1 日目 	2 日目 	3 日目 		登園 OK 		
発症後 2 日目に 解熱した 場合			解熱 	1 日目 	2 日目 	3 日目 	登園 OK 		
発症後 3 日目に 解熱した 場合				解熱 	1 日目 	2 日目 	3 日目 	登園 OK 	
発症後 4 日目に 解熱した 場合					解熱 	1 日目 	2 日目 	3 日目 	登園 OK

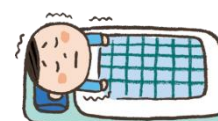
登園停止期間：発症した日（急な発熱など）を0日とし翌日から5日間を経過し、かつ解熱した日を0日とし翌日から3日間を経過するまで

1. 発症とは、病院を受診した日ではなく、発熱などのインフルエンザ様症状が始まった日で、その日を0日と考えます。
2. 1日の中で発熱と解熱が両方あった場合は発熱日となります。
解熱：37℃以下とする。一日のうちどこで測っても37℃以下であること。
3. インフルエンザと診断を受けた時と解熱したと判断された時は、9～17時の間に保育園（看護師）に連絡を下さい。
4. 登園の可否についてわからないことがあれば、かかりつけ医または保育園（看護師）にお問い合わせ下さい。
5. 登園日数や登園可能日にズレがあり、登園停止期間内の場合は再度自宅で様子を見て頂きます。
集団生活の場であることを考慮し、ご理解とご協力をお願いします。
7. 登園日には、治愈届出書を必ずご提出ください。

【**治癒証明書（登園許可証）**が必要な感染症と登園のめやす】

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹	発症 1 日前から発疹出現後の4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風疹	発疹出現の前 7 日から 7 日間くらい	発疹がすべて消失してから
インフルエンザ ※1	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 3 日してから
水痘（みずぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態がよくなってから
結核		感染の恐れがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え、2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため、結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸炎（O-157）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎		感染の恐れがなくなってから

・「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、伝染の恐れがなくなるまで登園停止となります。治りましたら、必ず医師の発行する治癒証明書が必要になります。かかりつけ医師の診察後、初めての登園時に、治癒証明書の提出をお願いします。



※1 インフルエンザ（季節流行性のものなので園の指示に従ってください。）

【かかりつけ医師の指示に従って登園する病気について】

治療証明書は必要ありませんが、登園に関しては医師の指示に従ってください

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間を経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がなおっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑	発疹出現前1週間	全身状態がいいこと
ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス、ノロウイルス、アデノウイルスなど)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので、注意が必要)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているので、注意)	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水泡を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく、全身状態がよいこと
とびひ	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること

3、病気の対応について

- ① 保育中に発熱したり、伝染性の病気の疑いがあったり、何らかの異常が起こったときは、緊急連絡先に連絡させていただきます。(職場変更や旧姓で勤務されている方は、必ずお知らせください)
- ② お子様の病状次第では、本園の「体調不良時対応型病児保育」により保育を継続することは可能ですが、**高熱・頻回の下痢・嘔吐等・体調の急変が生じる恐れのある場合には、速やかなお迎えをお願いします。**
- ③ **集団での感染予防のため、下痢・嘔吐の症状がある場合は、かかりつけ医師の診断を受けてください。**
- ④ **下痢・嘔吐等の症状がある場合は、自宅での安静が必要です。症状が回復し、通常通りの食事が摂取できるようになってから登園をお願いします。**
- ⑤ 発熱があった場合、2. 3日の安静が必要です。熱が下がっても、もう1日は静かにお休みしましょう。(解熱後でも、集団の場では十分な安静が取れない場合があります。)

4、薬について

- ① 病気や怪我のために服薬が必要な時は、家庭できちんと内服し、早く治しましょう。家庭で薬を飲んでいる時は、連絡ノートに記載していただくか、看護師または職員にお知らせください。
- ② 園では原則として『薬』の投与は行いません。
かかりつけ医師に相談していただき、出来る限りご自宅での2回処方にご協力お願いいたします。
➡受診の際、医師にこども園に通っていることと昼の内服が困難であることを相談し、お薬の調整をお願いいたします。
- ③ 集団保育は可能であるが、慢性疾患等で与薬が必要なお子様は特例として与薬を行います。
(長期的に内服が必要な場合は、看護師に直接ご相談ください。別紙資料をお渡しします。)

【与薬時の注意点について】

- ① 当日服用する『1回分』を用意してください。
(必ずフルネームで名前を記載してください)
- ② 処方薬は保護者が、看護師または職員に直接手渡ししてください。
すべての処方薬において、市販のものはお預かりできませんのでご了承ください。
- ③ お薬依頼書(与薬依頼書)に必ず記載し、お薬と一緒にお渡しください。
(原本をコピーしてお使いください。事務所にも用紙を置いています。)
- ④ お薬の説明書(薬の内容がわかるもの)をコピーし必ず提出してください。
(なくした場合は、おくすり手帳のコピーでも構いません。)
- ⑤ 軟膏に関しては、園でお預かりいたします。
お預かりしてから14日以上経過する場合は、再度お薬依頼書(与薬依頼書)の記入をお願いいたします。
- ⑥ 点眼に関しては、毎日お薬依頼書(与薬依頼書)の記載が必要です。
- ⑦ とびひ等のガーゼ処置に関しては、必要最低限とさせていただきます。
ガーゼや軟膏をご持参ください。
- ⑧ 気管支拡張等のテープを貼付している場合は(貼付している部位も)必ず職員にお知らせください。保育中にはがれてしまった場合の貼り替えは行いませんので、ご了承ください。

※解熱剤は、お預かりできません。

5、事故について

- ① 保育時間中に、事故が起きた場合は応急処置を行います。しかし、医療機関への受診が必要と判断した場合は、ご家庭・職場に直ちに連絡をいたします。**日中は必ず連絡が取れるようにしてください。**帰宅後にいつもと違う様子があれば、ご家庭より受診をお願いします。
- ② 乳幼児は、運動能力の未熟さや、身体に比べ頭部が重いことで、身体のバランスがとりにくく、転んだりぶつかったりして頭を打つことがあります。また、転んでも手が出ず、顔面や口元を打つことでの歯科受診のケースが増えています。

頭部打撲後の注意事項

運動能力の未熟さや、身体に比べ頭部が重いことで、身体のバランスがとりにくく、その上身体を使った遊びが多いため、転んで頭を打つことがあります。

ご家庭でも、下記のことをよくお読みいただき、様子を見てください。なお、受診された場合は、看護師または職員にお知らせください。

※登園前に、自転車などで転倒し、お子さんが頭部を打った場合、当日はお預かりできませんのでご了承ください。必ず、園にお知らせください。

記

＜頭部打撲後 24 時間程度は下記の症状がないか観察してください＞

- 顔色が悪い
- 嘔吐する
- けいれんを起こす
- ぼんやりして、声をかけないと眠ってしまう
- 鼻血がでたり、鼻や耳から水分が流れ出る
- ものが 2 重に見える
- 頭痛がだんだん強くなる

＜ご家庭での注意点＞

- 1、打撲当日はお風呂に入らないでください
- 2、出来るだけ静かに過ごし、早めに入眠しましょう
- 3、普段と違う様子があった場合は、早急に病院（脳外科）を受診してください。夜間の場合は、受診できる病院を相談してください。
- 4、元気にしていても、2～3日は様子をみましょう。



6、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策について

午睡時は、目を離さないように配慮しています。特に2歳児未満児は睡眠時の様子をより丁寧に観察し、乳児突然死の予防に努めています。

- ① 1歳になるまでは寝かせるときは仰向けで寝かせましょう
- ② 受動喫煙を防ぐ為、たばこはやめましょう



7、日本スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターの給付支払制度に加入しています。登降園途中、保育時間中、怪我等で受診した場合は、医療費の請求が出来ます。請求に必要な用紙は園にあります。請求には領収書が必要となりますので、保管しておいてください。



8、予防接種について

様々な病気に感染しやすい年齢であり、また、園が集団生活の場であるため、予防接種法に基づく予防接種等は、接種可能な時期に健康状態を見て早めに接種するようにしましょう。予防接種については、『市報すいた4月1日号』や『母子健康手帳』、『予防接種と子どもの健康』をご参照ください。

また、予防接種後は、アナフィラキシーのリスクがあるため、お子様の様子に変化が無いか確認してからの登園をお願いいたします。また、登園してからの変化にも対応できるように、必ず予防接種をしたことを園にお知らせください。

- 乳児（0・1・2歳児クラス）は予防接種による副反応等の心配がありますので、接種当日の登園は控えてくださいますようお願いいたします。

（降園後、もしくは休日での接種にご協力ください。）



9、保健行事と「健康の記録」について

保健行事は以下をご参照ください。

健診・検査内容		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
健康診断	6月	○	○	○	○	○	○
	11月						
歯科健診	6月	○	○	○	○	○	○
	11月						
身体測定	毎月	○	○	○	○	○	○
視力検査	1回/年					○	○
聴力検査	1回/年						○
尿検査	1月			○	○	○	○

「健康の記録」は、園児の健康を守るために、家庭と園をつなぐものです。

基本的には、保護者が管理するものですが、使用上の関係から園で保管させていただきます。

- ① 妊娠・出産の記録、予防接種の記録、今までかかった病気と体質等、既往歴の部分は、ご家庭で記入してきてください。
- ② 各種健診、検査、発育測定の結果をお知らせしますので、確認しましたら、サイン（押印）の上速やかに園に持ってきてください。また、発育測定結果を発育曲線へ記入し、成長を確認しましょう。
- ③ 病気や怪我をした時や、予防接種を受けた際は、その都度追加記入をお願いします。

10、病児・病後児保育について

病気や病気の回復期で集団保育が困難であり、かつ保護者が就労のため、家庭での保育が出来ない場合には、『吹田市病児・病後児保育事業』を利用できます。利用の方法・申し込み等は『吹田市病児・病後児保育利用のしおり』をご覧ください。

11、園での生活において

- ① 園では素足で生活しています。手や足の爪がのびているとケガのもとになったり、友だちを傷つけたりする危険性があります。こまめに、チェックし常に短く切っておきましょう。
- ② 事務所兼保健室には、応急処置用の薬品等しかありません。
出来る処置は限られています。
擦り傷等の基本的な処置方法は、流水で洗い、汚れを落とします。
必要に応じ、絆創膏貼付、ガーゼ保護等の手当てを行います。
- ③ 当園で下痢・嘔吐・出血・尿汚染等で衣類が汚れた場合、感染予防の為に、衣類は洗わずに返却させていただきます。ご家庭でのお洗濯にご理解、ご協力をお願いいたします。

12、食事提供とアレルギーについて

◇当園での離乳食の特徴

- ・初期、中期は昆布だし、後期・完了期は、かつお・昆布だしを使用します。
- ・毎月の給食は献立表を配布しています。

給食までに食べた事のない物を、まずご家庭で試しましょう。

◇初めて食材を試すタイミング

アレルギー症状の多くは、食後 1～2 時間以内に出現します。すぐに受診ができるような時間帯(土曜日の朝等)に試しましょう。

※初めて食材を試してから登園する事は控えてください。

◇気をつけたい食材

乳児期の食物アレルギーの多くは「卵・乳・小麦」です。

➡他 表を参照 (消費者庁が定める特定原材料 27 品目)

※初めて与える時に慎重に様子を見た方が良い食材であり、与えない方が良いというわけではありません。


卵：卵黄のみ、初期から食べられる食材です。当園では提供しませんが、ご家庭で試していきましょう。


乳：牛乳は調理では後期食から使用し、飲用は 1 歳を目安に始めます。


◇アレルギー症状について

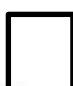
食後、何らかの症状が見られたとしても、必ずアレルギーとは限らない場合もあります。調味料の塩分が原因で、口元だけ赤くなる場合もあります。嘔吐、湿疹、下痢、顔色、機嫌が悪い等、他の症状が無いかを見ながら判断する事が大切です。慎重になりすぎて自己判断してしまうのではなく、気になる場合はその時に食べた食材をメモしておき、医療機関に相談しましょう。

 印は給食での提供はありません

 印は中期食から使用します

 印は後期食から使用します

 印は完了食から使用します

 印は幼児食から使用します

■ 特定原材料7品目

しらすに入っていることがあります



たまご



乳



小麦



そば



落花生



えび



かに

■ 特定原材料に準ずるもの20品目



いか



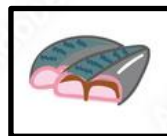
あわび



いくら



さけ



さば



りんご



もも



キウイ



オレンジ



バナナ



くるみ



大豆



まつたけ



やまいも



ゼラチン



牛肉



豚肉



鶏肉



ごま



カシューナッツ